

第1回 協働の森基金審査委員会議事録

議 題	<p>1 (1) 委員長の選出及び委員長の指名する委員の指名 (2) 協働の森審査委員会運営要領の制定 (3) 審査基準及び審査方法の決定</p> <p>2 その他 (1) 議事録の作成及び署名人の指名 (2) 審議結果の公表 (3) 今後の予定 (4) 事務局職員紹介 (5) その他</p>
日 時	平成17年7月27日(水) 13:00～15:00
場 所	関内駅前第一ビル 202特別会議室
出席委員	北川 淑子、小堀 洋美、曾田 欽嗣、二宮 一男、松本 和也 ※敬称略 欠席委員 なし
開催形態	公開
決定事項	<p>1 (1) 委員長：曾田委員、委員長の指名する委員：小堀委員 (2) 運営要領について一部修正のうえ了承。 (3) 委員会の意見を踏まえて、申請の時期や審査基準について、再提案する。</p>
議 事	<p>1 (1) 委員長の選出及び委員長の指名する委員の指名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曾田委員を委員長に選出 ・委員長の指名する委員を小堀委員に指名 <p>(2) 協働の森審査委員会運営要領の制定<主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領第2条第2項及び第3条第4項の「審査委員会に諮り、討議を行わないで」とは、何を言っているのか。 → 委員長は専決で議事日程を変更できる、並びに質疑及び討論の終結を宣告できるという意味で書き直します。 <p>(3) 審査基準及び審査方法の決定</p> <p><制度についての委員からの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地は、何を目的に、どういう形で残したいのか。荒れていてもいいのか。 ・現在、管理していなくても、市民が残したい熱意があるなら、横浜市はそれに協力するのがこの制度ではないのか。 ・申請しやすい仕組みを、もう一度考えた方がよい。 ・土地所有者への交渉は審査委員会の後にしないと住民には荷が重い。 ・申請がゼロにならない様に努力して欲しい。民有樹林地の現況調査でAランクの樹林地は、市から積極的に声をかけてもいいのではないのか。 ・一割分の募金を6カ月以内に集めるのは厳しい。数年かかっても募金が集まったらOKという方向に持っていければいいのではないのか。 ・市民の方々が、これまでどの様な活動してきたのかがわかるものを申請時に

	<p>提出してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金計画は要綱の規定より高ければいいものであり、管理計画の妥当性は市が判断するものだ。 ・制度をもっと積極的に活用してほしい。 <p><審査基準についての委員からの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間樹林地の現況調査における、自然植生の内容がわからない。 ・植生により価値が非常に違ってくるので、植生に対する評価を決めておかないと基準ができない ・1000 m²の山林と 5000 m²の山林では、残す意味がちがうのではないか。面積によって評価点が違ってくると思う。 ・申請が1件の時と5件の時は、審査基準も柔軟に変えなくてはと思う。 ・審査委員会で何を審査してもらいたいのかを、決めてもらわないといけない ・この現地調査報告書では、良い悪いの判断基準が明確ではない。 ・民間樹林地の現況調査の評価点でCが出てきたら、どういう評価をするのか。 ・その評価点がB Bを下回る場合には、次に現地調査報告書をベースにして、条件的には非常に整っているとかで、Cだけど残す対象となるようにすればいいのではないか。 ・一番大切なのは住民の意向だ。緑を残して欲しい市民は何を望んでいるか知りたい。 ・その森をどういう目的で、また、今どういう形で活動しているかの情報を聞きたいものだ。 <p>→ 委員会の意見を踏まえて、申請の時期や審査基準について、再提案させていただきます。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市協働の森基金条例 2 横浜市協働の森基金事業実施要綱 3 協働の森基金審査委員会設置要綱 4 現地調査報告書 5 私有樹林地の現況調査の評価基準 6 調査票 7 募金活動計画書 8 樹林地管理計画書